

仕 様 書		
暑熱負荷に係る生体情報データ（熱中対策ウォッチ）の解析役務	仕様書番号	第 7 4 号
	作成年月日	令和 5 年 1 1 月 7 日
	作成部隊名	化 学 学 校

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、暑熱環境下で熱中対策ウォッチ“カナリア”に記録された生体情報データの解析役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z000009及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

暑熱環境下

外気温 28℃以上の夏季における屋外での自然環境のことをいう。

1.2.2

暑熱負荷

暑さに起因する身体への生理的負担のことをいう。

1.2.3

生体情報データ

本役務においては、深部体温推定値による熱中症発症のリスクレベルのことをいう。

1.2.4

熱中対策ウォッチ“カナリア”

BiodataBank株式会社製のリストバンド型ウェアラブルデバイスで、深部体温を推定する技術を用いて熱中症を未然に検知する機能をもち暑熱環境下における生体情報データが本体に記録される。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

c) その他

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日文部科学省・厚生労働省）

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 官側が提供する熱中対策ウォッチ“カナリア”（以下“熱中対策ウォッチ”という。）に記録された生体情報データについて，“行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律”，“人を対象とする医学系研究に関する倫理指針”及び関係法令を遵守して適切に解析し，暑熱環境下における生理的負担を評価（報告書の作成）しなければならない。
- b) サプライチェーン・リスクへの対応は，GLT-CG-Z000009の2.2による

2.2 本役務の内容

本役務の内容は，表1によるほか，必要な場合，調整会議で決定する。なお，解析に用いる生体情報データの抽出元は，表2による。

表1ー本役務の内容

番号	項目		内容
1	概要		暑熱環境下で装着した熱中対策ウォッチについて，本体に記録された深部体温推定のリスクレベルを解析する。
2－1	工程	熱中対策ウォッチの引き渡し	暑熱環境下で装着した熱中対策ウォッチを契約の相手方に引き渡す。
2－2		深部体温推定による熱中症発症のリスクレベルの解析	契約の相手方は，暑熱環境下で装着した熱中対策ウォッチ本体に記録された生体情報データを抽出し，個人及び装着日に対応した熱中症発症のリスクレベルについて，データシートを作成するとともにグラフ化する。
3	報告書の作成		番号2－2で作成したデータシート，グラフを報告書として編集する。

表2ー解析に用いる生体情報データの抽出元

番号	区分	個体番号	個数
1	装着した熱中対策ウォッチ	No. 1～No. 16	16
2	予備の熱中対策ウォッチ	No. 17～No. 20	4

2.3 本役務に関する調整会議

本役務に関する調整会議は，表3による。

表3ー本役務に関する調整会議

番号	件名	内容	時期	場所
1	事前調整会議	本役務の実行に当たり，細部について打ち合わせを実施する。 なお，この際，官側から熱中対策ウォッチを引き渡す。	契約後直ちに。	大宮駐屯地化学学校又は官側が指示する場所（電話，メール等による場合も含む。）
2	中間調整会議	データ解析の進捗状況等の報告及び官側と修正事項等の調整	事前調整会議時に決定する。	
3	最終調整会議	結果について，官側と修正事項等の調整	中間調整会議時に決定する。	

2.4 役務実施場所

調達要領指定書によって指定する場合を除き，GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表4による。

表4—提出書類

番号	書類名	数量	提出先	提出時期	注記
1	中間報告書 ^{a)}	1 部	検査官等	事前調整会議時に決定	表1の番号3 についての中間結果 なお、契約の相手方の随意様式とする。
2	最終報告書 ^{a)}	2 部		最終調整会議時に決定	表1の番号3 についての最終結果 なお、契約の相手方の随意様式とする。
注 ^{a)} 紙及び電子データ（CD－R）も併せて提出する					

4.2 保全

保全は、次による。

- 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- 駐屯地の立入りに際しては、駐屯地所定の手続きを行う。
- 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに技術員に対しても注意を喚起するなど、安全管理を徹底する。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について所要の支援を契約担当官等の許可を得て、受けることが可能

- 官側が保有する本役務に関する資料等の閲覧
- 試験等において契約の相手側が行うことができない場合で、官側の支援が必要な事項
- 官側の保有する施設、設備、電力、用水等の使用に関する事項
- その他の作業上必要な事項

4.5 その他

その他は、次による。

- 解析終了後、熱中対策ウォッチは、契約の相手方が回収する。なお、処分する場合は、“再生資源の利用の促進に関する法律”、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及びその他関係法令を遵守して処分し、第三者に損害を与えてはならない。
- 本役務履行に際し、駐屯地内で作業をする必要がある場合、官側の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原状に復旧する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。